

平成29年3月15日  
文部科学省研究振興局長決定  
平成31年3月20日  
一部改正  
令和3年3月2日  
一部改正

## 長崎大学高度安全実験施設に係る監理委員会 設置要綱

### 1. 設置の目的

「長崎大学の高度安全実験施設（BSL4施設）整備に係る国の関与について」（平成28年11月17日関係閣僚会議決定）に基づき、長崎大学における高度安全実験施設（BSL4施設）の整備に当たり、大学が実施する安全性の確保と住民の理解などに向けた取組について第三者の立場からチェックするため、外部の有識者による「長崎大学高度安全実験施設に係る監理委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

### 2. 委員の任命

- (1) 委員は、有識者から文部科学省研究振興局長が任命する。
- (2) 委員の任期は、委嘱した日から、2021年3月31日までとする。

### 3. 委員会の運営

- (1) 委員会に主査を置き、文部科学省研究振興局長が指名する。
- (2) 主査は、委員会の事務を掌理する。
- (3) 主査は、委員会の議長となり、議事を整理する。
- (4) 主査は必要に応じて、副主査を指名することができる。主査に事故等があった場合には、副主査がその代理を務める。
- (5) 委員会は、委員の2分の1以上の者の出席がなければ開会することができない。
- (6) 委員会に出席できない委員は、主査または他の委員にその権限を委任することができる。この場合、当該委員は委員会に出席したものとみなす。
- (7) 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、主査の決するところによる。
- (8) 主査が必要と認めるときは、委員以外の関係者（以下「オブザーバー」という。）の出席を求め、委員会に参加させることができる。

(9) 主査が必要と認めるときは、委員及びオブザーバー（以下「委員等」という。）は、Web会議システム（映像と音声の送受信により会議に出席する委員等の間で同時かつ双方向に対話をすることができる会議システムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。

(10) Web会議システムの利用において、映像のみならず音声が送受信できなくなった場合、当該Web会議システムを利用して出席した委員は、音声が送受信できなくなった時刻から会議を退席したものとみなす。

(11) Web会議システムの利用は、可能な限り静寂な個室その他これに類する環境で行わなければならない。なお、委員等以外の者にWeb会議システムを利用させてはならない。

#### 4. 情報公開

委員会は公共の安全性確保に支障を及ぼすおそれがある内容を含む検討を行うため、非公開とする。ただし、公共の安全性確保に支障を及ぼすおそれのある内容を含む議事を除き、委員会の資料及び議事録を適切な方法で公開することができる。

#### 5. 守秘義務

委員等は、委員会において知り得た情報について他に漏らしてはならない。

#### 6. 庶務

委員会に係る庶務は、研究振興局研究振興戦略官付において処理する。

#### 7. 雑則

この設置要綱に定めるものの他、委員会の運営に必要な事項は、主査が委員会の委員に諮って定める。

## 長崎大学高度安全実験施設に係る監理委員会 委員一覧

笥 淳夫	工学院大学建築学部	教授
春日 文子	国立環境研究所	特任フェロー
加藤 信介	東京大学	名誉教授
河本 志朗	日本大学危機管理学部	教授
小松原 明哲	早稲田大学理工学術院	教授
◎ 笹川 千尋	千葉大学真菌医学研究センター	所長
平尾 覚	西村あさひ法律事務所	弁護士
平川 秀幸	大阪大学COデザインセンター	教授
堀 賢	順天堂大学大学院医学研究科	教授

◎主査